

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月13日

【四半期会計期間】 第102期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社大運

【英訳名】 DAIUN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩崎雅信

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

【電話番号】 (06)6120局2001番

【事務連絡者氏名】 管理部課長 蜂須賀伸子

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

【電話番号】 (06)6120局2001番

【事務連絡者氏名】 管理部課長 蜂須賀伸子

【縦覧に供する場所】 株式会社大運 神戸支店
(神戸市東灘区向洋町東三丁目)
株式会社大運 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内一丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期 第1四半期 累計期間	第102期 第1四半期 累計期間	第101期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	1,776,747	2,054,066	7,473,942
経常利益 (千円)	50,053	148,711	189,893
四半期(当期)純利益 (千円)	30,948	130,425	155,816
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,394,398	2,394,398	2,394,398
発行済株式総数 (千株)	6,228	6,228	6,228
純資産額 (千円)	2,513,614	2,904,651	2,870,302
総資産額 (千円)	5,087,163	4,974,380	5,014,095
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.98	20.99	25.07
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	6.00
自己資本比率 (%)	49.4	58.4	57.2

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は子会社株式及び関連会社株式を有していないので、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、当社は関係会社を有しておらず、その異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

（1）財政状態及び経営成績の概要

当第1四半期累計期間（2021年4月1日～2021年6月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、個人消費や企業活動が制約を受け、景気の悪化が急速に進みました。また、欧米各国ではワクチン接種が普及しており、国内においても進展の兆しが見られますが、経済活動の正常化には一定の時間を要するものと想定されます。

当第1四半期累計期間（2021年4月1日～2021年6月30日）における当社の業績につきましては、新型コロナウイルスの影響もありましたが、輸出入の取扱量の回復に伴い営業収入は増加し、営業利益についても前年比で大きく増加しました。これは取引量の増加や、社内コストの見直し等によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間における営業収入は2,054,066千円で、前年同四半期累計期間と比べ277,319千円（15.6%）の増収となりました。営業利益は101,539千円で、前年同四半期累計期間と比べ81,981千円（419.2%）の増益となりました。経常利益は148,711千円で、前年同四半期累計期間と比べ98,657千円（197.1%）の増益となりました。また、四半期純利益は130,425千円となり、前年同四半期累計期間と比べ99,477千円（321.4%）の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

港湾運送事業

当社の主要セグメントである当セグメントにおきましても、営業収入は新型コロナウイルスの影響等による輸送需要の低迷等も懸念されましたが、前年同四半期比については増収となりました。

この結果、営業収入（セグメント間の内部売上高又は振替高を除く）は1,992,726千円で、前年同四半期累計期間と比べ276,908千円（16.1%）の増収となり、全セグメントの97.0%を占めております。

セグメント利益（営業利益）は176,207千円で、前年同四半期累計期間と比べ88,151千円（100.1%）の増益となりました。

自動車運送事業

当セグメントにおきましては、前年同四半期とほぼ同水準となりました。

この結果、営業収入（セグメント間の内部売上高又は振替高を除く）は60,038千円で、前年同四半期累計期間と比べ274千円（0.5%）の増収となり、全セグメントの2.9%を占めております。

セグメント利益（営業利益）は4,001千円で、前年同四半期累計期間と比べ1,284千円（24.3%）の減益となりました。

その他

当セグメントにおきましては、取引採算良化傾向にあります。

この結果、営業収入は1,301千円で、前年同四半期累計期間と比べ136千円（11.7%）の増収となり、全セグメントの0.1%を占めております。

セグメント利益（営業利益）は1,293千円で、前年同四半期累計期間と比べ136千円（11.8%）の増益となりました。

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末より11,082千円減少して2,843,084千円となりました。これは現金及び預金の増加19,309千円、立替金の減少28,838千円等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末より28,631千円減少して2,131,296千円となりました。これは投資有価証券の減少29,822千円等によるものであります。

流動負債は、前事業年度末より4,678千円減少して1,322,413千円となりました。これは未払金の増加62,123千円、未払法人税等の増加24,883千円、1年内返済予定の長期借入金の減少42,378千円、賞与引当金の減少37,883千円等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末より69,385千円減少して747,315千円となりました。これは長期借入金の減少76,772千円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末より34,349千円増加して2,904,651千円となりました。これはその利益剰余金の増加89,411千円、その他有価証券評価差額金の減少58,770千円等によるものであります。

（2）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,228,039	6,228,039	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株で あります。
計	6,228,039	6,228,039	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日		6,228,039		2,394,398		52,473

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,155,700	61,557	-
単元未満株式	普通株式 58,639	-	-
発行済株式総数	6,228,039	-	-
総株主の議決権	-	61,557	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権12個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社の保有の自己株式17株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大運	大阪市中央区久太郎町4- 1-3	13,700		13,700	0.22
計		13,700		13,700	0.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、かがやき監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,441,928	1,461,237
受取手形	854	300
営業未収入金	806,932	787,988
立替金	558,835	529,997
その他	48,200	65,974
貸倒引当金	2,585	2,412
流動資産合計	2,854,167	2,843,084
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	105,504	102,111
構築物（純額）	2,395	2,325
機械及び装置（純額）	61,136	58,102
車両運搬具（純額）	44,362	38,529
工具、器具及び備品（純額）	9,955	8,924
土地	576,183	576,183
リース資産（純額）	13,720	11,099
有形固定資産合計	813,258	797,275
無形固定資産		
のれん	167,586	160,603
その他	35,019	31,168
無形固定資産合計	202,605	191,771
投資その他の資産		
投資有価証券	964,690	934,868
繰延税金資産	4,820	22,622
差入保証金	79,673	79,543
その他	321,308	321,302
貸倒引当金	226,428	216,087
投資その他の資産合計	1,144,064	1,142,248
固定資産合計	2,159,927	2,131,296
資産合計	5,014,095	4,974,380

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	44,242	39,837
営業未払金	624,102	596,997
1年内返済予定の長期借入金	426,394	384,016
未払金	40,173	102,296
未払法人税等	39,652	64,535
賞与引当金	50,800	12,916
その他	101,727	121,814
流動負債合計	1,327,091	1,322,413
固定負債		
長期借入金	605,371	528,599
退職給付引当金	197,405	205,889
その他	13,924	12,827
固定負債合計	816,701	747,315
負債合計	2,143,792	2,069,728
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,394,398	2,394,398
資本剰余金		
資本準備金	52,473	52,473
資本剰余金合計	52,473	52,473
利益剰余金		
利益準備金	14,296	18,025
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	372,764	462,175
利益剰余金合計	387,060	480,200
自己株式	12,023	12,043
株主資本合計	2,821,910	2,915,030
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	48,392	10,378
評価・換算差額等合計	48,392	10,378
純資産合計	2,870,302	2,904,651
負債純資産合計	5,014,095	4,974,380

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
営業収入	1,776,747	2,054,066
営業原価	1,675,265	1,865,580
営業総利益	101,481	188,485
販売費及び一般管理費	81,924	86,946
営業利益	19,557	101,539
営業外収益		
受取利息	28	12
受取配当金	18,083	17,748
受取家賃	6,690	6,600
受取手数料	1,848	1,848
雇用調整助成金	-	6,720
受取補償金	-	8,863
雑収入	11,113	11,231
営業外収益合計	37,764	53,023
営業外費用		
支払利息	2,852	1,711
支払手数料	1,232	1,231
社債発行費償却	128	-
賃貸費用	2,901	2,907
雑損失	152	0
営業外費用合計	7,267	5,851
経常利益	50,053	148,711
特別利益		
投資有価証券売却益	-	43,868
特別利益合計	-	43,868
特別損失		
投資有価証券評価損	-	363
特別損失合計	-	363
税引前四半期純利益	50,053	192,216
法人税、住民税及び事業税	19,104	61,790
法人税等合計	19,104	61,790
四半期純利益	30,948	130,425

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、海上保険代理に係る営業収入について総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方針に比べて、当第1四半期累計期間の営業収入が6,724千円、営業原価が6,724千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益については影響がありません。また、「四半期財務表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日至 2021年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	17,775千円	19,968千円
のれんの償却額	6,982千円	6,982千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,285	6	2021年3月31日	2021年6月28日

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期財務 諸表計上額 (注)3
	港湾運送事業	自動車運送 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,715,818	59,763	1,775,582	1,164	1,776,747	-	1,776,747
セグメント間の内部売上 高又は振替高	286,330	113,426	399,757	-	399,757	399,757	-
計	2,002,149	173,190	2,175,339	1,164	2,176,504	399,757	1,776,747
セグメント利益	88,056	5,285	93,341	1,156	94,498	74,941	19,557

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険その他を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額の内容は、74,941千円は全社費用であり、その内容は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期財務 諸表計上額 (注)3
	港湾運送事業	自動車運送 事業	計				
売上高							
顧客との契約から生じる 収益	1,992,726	60,038	2,052,765	1,301	2,054,066	-	2,054,066
外部顧客への売上高	1,992,726	60,038	2,052,765	1,301	2,054,066	-	2,054,066
セグメント間の内部売上 高又は振替高	339,216	120,729	459,945	-	459,945	459,945	-
計	2,331,943	180,767	2,512,710	1,301	2,514,011	459,945	2,054,066
セグメント利益	176,207	4,001	180,209	1,293	181,502	79,963	101,539

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険その他を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額の内容は、79,963千円は全社費用であり、その内容は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の「港湾運送事業」の売上高は6,724千円減少しておりますが、セグメント利益には影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円98銭	20円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	30,948	130,425
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	30,948	130,425
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,214	6,214

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8月13日

株式会社 大運
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 上 田 勝 久 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 森 本 琢 磨 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大運の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大運の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。